# 2019年度京都市食品衛生監視指導計画(案)に係る 市民意見募集の結果について

「2019年度京都市食品衛生監視指導計画」(案)に対する市民意見募集を、下記のとおり実施し、皆様から多数御意見をお寄せいただきました。いただいた御意見に対する京都市の考え方をとりまとめましたので、公表します。

貴重な御意見をお寄せいただいた皆様に御礼申し上げます。

#### 1 実施期間

平成31年2月1日(金)から3月4日(月)まで

#### 2 周知方法

意見募集用のリーフレットを市役所,各区役所・支所,医療衛生センター,各医療衛生コーナー,衛生環境研究所,図書館などにて配布 また,ホームページにも掲載

#### 3 意見提出方法

郵送、FAX、電子メール、京都市ホームページの意見募集フォームなど。

#### 4 募集結果

6名の方と2団体から37件の意見が得られた。 なお、上記6名の方の構成比と全意見の内訳については次のとおり。

# (1) 年齢別件数

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70歳代以上	合計
男性	0	1	2	1	0	0	4
女性	0	0	1	0	1	0	2

## (2) 居住地等区分別件数

京都市在住	京都市内に通勤・通学	その他	合計
4	1	1	6

# (3) 項目別(意見数)

項目	意見数
1 計画全般について	3
2 計画の特色について	1 4
(1) 効率的・効果的な監視や検査の実施	5
(2) HACCP方式による衛生管理の導入促進	3
(3) リスクコミュニケーションの推進	4
(4) 健康危機事案発生時の迅速かつ柔軟な対応	1
(5) その他	1
3 計画の各取組について	1 3
(1) 一斉監視の実施	4
(2) 食品等の試験検査の実施	6
(3) リスクコミュニケーションの推進	2
(4) その他	1
4 その他御意見	7
合 計	3 7

# 5 **主な御意見と京都市の考え方** (1) 計画全般について

意見の要旨	京都市の考え方
異論はない。	本市食品衛生行政について、御理解・御協力い
	ただきありがとうございます。
大変重要なお仕事であると深く認識し, 感謝	本市では、食の安全安心に関する様々な問題に
しつつ皆様方には引き続きご尽力頂きたいと	的確に対応するため、観光都市である本市の地域
思った。	特性や社会情勢のほか,学識経験者や食品等事業
いつも僕たちの食の安全を守っていただき	者,消費者の皆様に御参画いただいている京都市
感謝する。	食の安全安心推進審議会での御意見を踏まえ,本
	計画を策定しております。
	2019年度につきましては,昨年6月に公布
	された食品衛生法の一部を改正する法律(以下
	「改正法」という。)の施行に向けた動向を注視
	し、的確に対応するとともに、本計画に基づき、
	飲食店等の食品関係施設に対する監視指導や流
	通食品の検査等、各取組を着実に実施し、食の安
	全安心の確保に努めてまいります。

(2) 計画の特色について	
意見の要旨	京都市の考え方
①効率的・効果的な監視や検査の実施	
食品衛生法の改正に伴い,事業者への周知等,多大なコスト負担が想定され,効率的・効果的に監視指導を実施することは当然のことだと思う。  リスクに応じた収去(抜取り)検査の実施をはじめ,計画の特色に掲げている各取組について,賛成する。  検査というのは人の健康にかかっている	2019年度は、改正法の周知や施行に向けた 準備等の取組を進めていく必要があります。 限られた人員、予算の中で、確実に食の安全が 確保できるよう、効率的・効果的な監視指導を実 施してまいります。
ので、食品の検査を徹底してほしい。 「京の食文化」を支える食品として(和食・和菓子等)を重点に掲げているが、これらに限定するのではなく観光客によく利用されている食品全ての分野についての監視等も検討して欲しい。	「京の食文化」を支える食品(和食・和菓子等)については、これまでから市民の皆様のみならず、京都を訪れる観光客の皆様にも親しまれ、広く喫食されていること等から、観光都市である本市の地域特性を踏まえ、重点的に収去(抜取り)検査を実施し、安全安心の確保に努めてきたところです。 監視指導等の実施にあたっては、和食・和菓子に重点を置きつつ、健康被害等のリスクや過去の違反状況等を踏まえ、様々な食品に対して適切に実施してまいります。
どの時期にどのように検査や啓発をする のか広報を強めて頂くとともに,実施結果の 見える化を図って欲しい。	収去(抜取り)検査や啓発の実施結果については、監視指導結果として、食品衛生法に基づき、翌年6月末までに公表しています。 また、放射能検査の結果についても、本市ホームページにおいて、随時公表しています。 なお、監視や収去(抜取り)検査等により違反が判明し、危害拡大の恐れがある場合には、本市ホームページでの公表や報道機関への情報提供

# 意見の要旨

# 京都市の考え方

等を通じ,速やかに公表してまいります。

# ②HACCP方式による衛生管理の導入促進

今まで聞いたことのない新しいやり方な ので、徹底的に検査をして、安全を守ってほ しい。 HACCPとは、原材料の受入から最終製品の出荷までの工程ごとに、微生物による汚染や金属の混入などの危害を予測したうえで、危害の防止につながる特に重要な工程を継続的に監視・記録し、製品の安全性を確保する衛生管理手法のことです。

我が国では、改正法により、原則として全ての食品等事業者の皆様に、「HACCPに沿った衛生管理」の実施が求められることになりました。

HACCPに沿った衛生管理については、これまで食品等事業者が取り組まれてきた衛生管理について、原材料、製造・調理の工程等に応じた衛生管理計画を策定し、記録することを継続的に行い、衛生管理の「最適化」、「見える化」を図ろうとするものです。

なお、改正法施行後の監視指導については、 営業許可の更新時や監視指導計画に基づく立入 等の機会を通じ、衛生管理計画の策定状況や実施 状況等を確認することが想定されています。

国や業界団体の動向も踏まえ,業界団体と 連携していくことが不可欠と考える。取組み の中身が消費者にも見える形で実施される ことを望む。

導入支援事業を具体的な手立てを含め、事業者団体と連携していくことが不可欠。効率的・効果的に進めていくためにも取り組みの内容が消費者に見える形で実施されることを要望する。

「HACCPに沿った衛生管理」の実施主体は食品等事業者の皆様になります。

本市では、業界団体の皆様とも連携を図りつつ、施設への監視指導や講習会の開催等、導入支援事業を展開し、食品等事業者の皆様の取組の後押しを図ってまいります。

消費者の皆様への「見える化」については、衛生管理計画の写しの掲示等、現在、国や業界団体においても検討されており、その動向を注視してまいります。

#### ③リスクコミュニケーションの推進

食の安全安心に関する情報を関係者が共 有し、相互理解を深めるリスクコミュニケー ションはますます重要になっている。

京都市では、消費者の食をめぐるさまざま な不安を解消するための本格的なリスクコ ミュニケーションが実施されているとはい えない。

消費者の食をめぐる不安解消のために、どのようなテーマをどのようにとりあげ、リスクコミュニケーションを推進していくのか、数年単位の計画をもち、取組み目標を明確にして、確実に取組みを進めることが必要になっている。

取組みにあたっては消費者行政分野との 連携,消費者団体との連携について格段の配 慮をお願いする。 食の安全安心を確保するためには、行政や食品等事業者の取組のみならず、市民の皆様にも必要な知識を持っていただき、その重要性について理解を深めていただくことが必要であると考えております。

このため、本市では、市民の皆様と情報や意見を交換し、食品等事業者の取組を知っていただく「食品工場見学会」や「体験型手洗い講習会」など市民参加型のリスクコミュニケーションを実施しており、2019年度についても、引き続き、取組を進めてまいります。

また、今後の講習会の実施については、本市消費生活総合センターや消費者団体等とも連携を図り、様々な機会を活用できるよう検討してまいります。

意見の要旨	京都市の考え方
ホームページ,市民新聞,SNS等を用いて情報発信し,市民が自ら食品の安全性について考え,理解を深める機会を充実させることに賛成する。	
リスクコミュニケーションは大事だと思う。おかげで我が家から食中毒は発生していない。	
市民向けと食品等事業者向けの講習会や 意見交換会の開催についてきめ細かく実施 して頂くことを要望する。	講習会は,直接,食品等事業者や市民の皆様の 疑問や不安に感じていることを聴取でき,また, 食の安全安心に係る情報が発信できる貴重な場 と考えています。
	本市では、参加者していただく皆様に、より食の安全安心に係る知識を深めていただき、食中毒の未然防止に資するよう、効果的な講習会等の開催に努めてきたところです。 2019年度につきましても、目的や対象等を踏まえ、きめ細かな講習会等の開催に努めてまいります。
④健康危機事案発生時の迅速かつ柔軟な対応	
良い意図だと思う。	本市食品衛生行政について、御理解・御協力いただきありがとうございます。 本市では、平常時から緊急管理体制を整備し、 食中毒発生時や違反食品発見時には、全市で一つ の拠点に集約した医療衛生センターのスケール メリットを活かし、迅速に対応してまいります。
⑤その他	
豆腐や卵を使った和菓子など,作ってから 日持ちせず,傷みやすい食品については,製 造者に対する衛生管理等の指導をするのは 勿論のこと,消費者に対しても,賞味期限の 確認や早めの喫食など,衛生上の注意喚起等 を行うことが必要だと思う	食の安全安心を確保するためには、行政や食品等事業者だけでなく、市民の皆様がそれぞれの責務や役割を果たしていただくことが重要であると考えております。 本市では、市民の皆様に対しても、「工場見学会」や「手洗い体験教室」等の体験学習会の開催やSNSの活用等、食の安全安心に係る必要な知識を習得していただき、食中毒の未然防止に資するよう、様々な機会、媒体を通じて情報発信を図っているところです。 2019年度につきましても、本計画に掲げる各取組を着実に実施し、食の安全安心の確保に努力です。

めてまいります。

(3) 計画の各取組について				
意見の要旨	京都市の考え方			
①一斉監視の実施				
夏期や年末年始,大量調理施設など, 対象施設や期間を定めて重点的な監視指 導を実施するに賛成する。	施設への監視指導等の実施結果については、食品衛生法に基づき、翌年6月末までに公表してまいります。			
どの時期にどのような監視指導をされるのか広報を強めて頂くとともに実施された結果について見える化を図って欲しい。	なお、監視や収去(抜取り)検査等により違反が 判明し、危害の拡大の恐れがある場合には、本市ホ ームページでの公表や報道機関への情報提供等を 通じ、速やかに公表してまいります。			
路上弁当重点監視では、適切な温度管理の徹底を指導することは勿論だが、高温注意報が発令された時の販売をどうするか、販売事業者の方々の意見を聞きながら考えていく必要があると思う。	路上弁当につきましては、販売形態を勘案し、食品の製造から販売までの流通過程を踏まえた監視指導が必要であると考えております。 本市では、気温が高く特段の衛生上の注意が必要な夏期を中心に、製造所及び販売所に対して、衛生的な食品の取扱いや適切な表示等について監視指導を実施しております。			
	また,販売されている路上弁当については,細菌 検査も実施しており,その結果に基づき,適切な食 品の取扱い等の指導を実施しております。 今後も,監視指導や検査や監視を通じ,事業者の 皆様の自主的な衛生管理の取組を後押しし,食の安 全安心の確保に繋げてまいります。			
「子ども食堂等」福祉分野での給食配	いわゆる「子ども食堂」についても、食の安全安			
食サービス実施者に対しても対象に加え	心の確保に努めていだたく必要があります。			
て欲しい。	本市では、関係部局と連携を図り、リーフレット			
利用人数も限られているが、問題発生	等を活用し、食品衛生に関する必要な知識の普及啓			
時の社会的影響は大きいと考える。衛生	発を行うとともに、規模や形態等に応じた適切な指			
管理指導・研修と合わせた実施を望む。	導を実施してまいります。			
衛生管理の偽装や検査データの改ざ ん,捏造の防止策も検討してください。	食の安全を確保するためには、食品等事業者が自ら自覚と責任感を持って安全な食品を供給することが重要であり、「食品衛生法」や「京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例」において、食品等事業者の責務を規定し、食品の安全性を確保するために必要な措置を適切に講じるよ			
	う指導しております。			
②食品等の試験検査の実施	「古の金をル」とせきマムロ(たん・たヰっ炊)			
京の食文化を守るため、和食を徹底的に検査してほしい。	「京の食文化」を支える食品(和食・和菓子等)については、市民の皆様のみならず、京都を訪れる観光客の皆様にも親しまれており、広く喫食されていること等から、重点的に収去(抜取り)検査を実施し、安全安心の確保に努めてきたところです。2019年度につきましても、本計画に掲げる各取組を着実に実施し、京の食文化の安全安心の確保に努めてまいります。			
TPPなどにより、輸入食品の増加が 見込まれる中、消費者にとって気にかか	輸入食品については、国において「輸入食品監視 指導計画」を定め、検疫所にて輸入時の監視指導が			
「見込まれる中、相負有にとって気にかか   る事柄のため、確実な取組を求める。ま	行与れているとともに、市内に流通する輸入食品に			
た、違反等があった場合速やかに事実の	対しても、本市が独自に収去(抜取り)検査を行い、			
一次、産人 サルのうに勿日述、かに事关の	外しても、本市が独自に収益(汲取り)模量を刊で、   字今州の確保を図っています			

公表を求める。

安全性の確保を図っています。

## 意見の要旨

TPPの発効により、今後さらに輸入 食品が増加する可能性がある。

確実な監視指導の実施を求めることに加えて京都市内に流通している輸入食品の収去検査も効率的かつ効果的に実施されることを要望する。

福島の原子力発電所の事故により、セシウムが飛散した。

子供たち、青年たちの給食、学食に放射能数値が高いものを使っているわけではないとは思うが、生産地、放射能指数を記載すべきだと思う。

遺伝子操作された食べ物は身体に悪いことは発表されている。また、日本は世界で一番農薬を使っているとのことなので、世界レベルにさげるべきである。

現在、身体に悪影響な食品やドリンクが販売され、国民が気にせず喫食している。成長ホルモン剤投与の輸入肉や炭酸飲料水の恐怖等、はっきりと国民に向けて警告していない点が多いと思う。

単に知識がなく危険な状態が続いているだけなので、実験報告をつけて、世界にも情報発信していくべきと考える。

# 京都市の考え方

なお、本市管内の施設にて違反等が判明した場合、速やかに改善措置を講じるとともに、危害の拡大の恐れがある場合には、本市ホームページでの公表や報道機関への情報提供等を通じ、速やかに公表してまいります。

食品中の放射性物質については、国が示す方針に 基づき生産地及び消費地で検査が実施されるとと もに、検査結果に基づく出荷制限・解除がなされて いる等、全国一体となった安全対策が図られており ます。

本市では、生産地等に留意して、市内流通品の検査を実施しているところであり、結果につきましては、本市ホームページにて随時、公表しております。なお、本市の検査で、これまで基準値を超過した事例はありません。

遺伝子組換え食品について,我が国では,食品安全委員会での安全性評価を踏まえ,安全性に問題がないと判断された場合のみ,製造,販売等が認められております。

また、農薬につきましても、同委員会での安全性 評価を踏まえ、人が摂取しても安全と評価した量の 範囲で、残留基準値や使用基準が設定されていま す。

本市におきましては、毎年、「遺伝子組み換え食品」及び「残留農薬」について、収去(抜取り)検査を実施し、違反食品の排除に努めております。

2019年度につきましても引き続き収去(抜取り)検査を実施し、食の安全安心の確保に努めてまいります。

我が国では、食品や添加物、食品に残留する農薬 等について、食品安全委員会が内外の科学的知見に 基づき安全性評価を実施し、その結果を踏まえ、規 格や基準が設定されています。

安全性評価の結果については、同委員会のホームページにて公表されております。

本市では、引き続き、食の安全安心に係る情報を 適切に発信し、市民の皆様の食に対する不安の解消 に努めてまいります。

## 意見の要旨

# 京都市の考え方

#### ③リスクコミュニケーションの推進

京都市食品衛生1日監視員の取組を継続していただき,できれば幅広い年齢層や立場の方々にも参加できるようお願いしたいと思います。

食品工場見学会については、市民の皆様に食品等 事業者の皆様の自主的な衛生管理の取組について 理解を深めることができ、また、行政、食品等事業 者及び市民の皆様がお互いに意見交換できる場と して、重要な取組の一つと考えております。

2019年度についても、様々な立場や年齢層の方々に御参加いただけるよう、食品等事業者の皆様の協力も得ながら開催日等を工夫して進めてまいります。

8月1日の食の安全・安心デーの当日 や前後の期間に食の安全を考える講習会 を開催し、食品衛生に詳しい専門家だけ でなく、京都市の職員から京都市の取組 についても話が聞きたい。 厚生労働省は気温や湿度が高く、細菌性の食中毒が発生しやすい毎年8月を「食品衛生月間」と定め、全国一斉に食品衛生についての普及啓発活動を展開しています。

本市では、毎年8月1日の「食の安全安心推進の日(食の安全・安心デー)」において、イベントの開催や全市一斉街頭啓発等、食中毒の未然防止を図るため、市民の皆様に対し、様々な啓発活動を展開しています。

また、食の安全安心推進の日の前後の期間は、夏 休み期間中でもあり、小・中学生の皆様も参加しや すいことから、この期間に「食品工場見学会」や「体 験型手洗い講習会」を開催し、本市の取組について も紹介しております。

2019年度についても、様々な啓発活動を展開し、市民の皆様の食品等の安全性に係る知識の向上に資するよう努めてまいります。

#### 4)その他

HACCP方式は一般的になっているが、これからはAI等による機械化が進み、検査やリスクコミュニケーション、健康対応にまで進展すると思う。

その変革の過渡期が大変混乱するので はないかと思うが、これもどうぞ宜しく お願いする。 本市では、食の安全安心に関する様々な問題に的確に対応するため、観光都市である本市の地域特性や社会情勢のほか、学識経験者や食品等事業者、消費者の皆様に御参画いただいている京都市食の安全安心推進審議会での御意見を踏まえ、本計画を策定しております。

2019年度につきましても、食品衛生法の改正 に的確に対応するとともに、本計画に基づき、飲食 店等の食品関係施設に対する監視指導や流通食品 の検査等、各取組を着実に実施し、食の安全安心の 確保に努めてまいります。

# (3) その他御意見

(3) その他御意見	
意見の要旨	京都市の考え方
用語説明は、親切でよかった。	食の安全安心を確保するためには、行政や食品等事業者の取組のみならず、市民の皆様にも必要な知識を持っていただき、その重要性について理解を深めていただくことが必要であると考えており、今後も、分かりやすい情報発信に努めてまいります。
京都の「地域企業」と共に、これからも 食文化と安全安心を守っていきましょう。 今後、外国人労働者の方が国内で増えて くると思うため、言葉や文化が違う方でも 食品衛生に気を付けて取り組めるよう議論 していく必要がある。	食の安全安心に関する取組は、本市のみならず食品等事業者や市民の皆様がそれぞれの責務や役割を担っていただくことが不可欠であることから、関係者の皆様の協力も得ながら、本計画に掲げる各取組を着実に実施し、食の安全安心の確保を図ってまいります。
露店や自動車等の屋台で喫煙しながら調理している者を多く見かけるが、衛生管理以前の話に思えます。非常に不衛生であり、食品を扱う上で根本的な意識が欠如しているとしか思えない。臨時営業の許可を出す際に、喫煙しないよう指導して欲しい。	食の安全を確保するためには、食品等事業者が自ら自覚と責任感を持って安全な食品を供給することが重要であり、「食品衛生法」や「京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例」において、食品等事業者の責務を規定し、食品の安全性を確保するために必要な措置を適切に講じるよう指導しています。
徹底した検査等により、異変等が認められれば、全員で改善策等を話し合うことが大事だと思う。	食品等の安全性確保の第一義的責任は食品等事業者の皆様にあり、御意見のとおり、食品等事業者の皆様は、異変等が発生した場合、原因を追究するとともに、適切に改善措置等を講じていく必要があると考えております。 本市におきましても、監視指導や講習会、また、個別相談等、各取組を通じ、食品等事業者の皆様の自主的な衛生管理の取組を後押しし、食の安全安心の確保に努めてまいります。
ハラール食品を置いているデパート,レストランなどは店の前に大きなハラールマークを張り付けるか,置くなどすると,わかり易くて都合がよいと思う。 それで足りなければ,駅にハラール食品の自動販売機を置いてはどうかと思う。	食の安全の確保を前提とし、関係部局との連携を 図り、京都の魅力をより一層高められるよう努めて まいります。
金沢市出身だが、金沢市には市民がちょっとおかしな食品だな?など思った時には、検査を依頼できる、申し立てできる施設があるが、京都にはない。チェックできる部署が必要。	本市では、医療衛生センターや各区役所、支所に 設置している医療衛生コーナーにおいて、食品衛生 法違反を疑う食品の発見をはじめ、食品衛生に関す る市民の皆様の身近な相談などに対応しておりま すので、お気軽に御相談ください。